

1864年ノルウェー臨時議会におけるデンマーク派兵問題

——反スカンディナヴィア主義勢力の実態を中心に——

大 溪 太 郎

はじめに

1864年2月1日、オーストリア軍・プロイセン軍はホルシュタイン公爵領とスリースヴィ（シュレスヴィヒ）公爵領の境界を画するアイダ川を越え、デンマークとの間に第2次スリースヴィ戦争（デンマーク戦争、デンマークードイツ戦争）が勃発した。スウェーデン＝ノルウェー王カール15世（Karl XV. ノルウェー王としてはカール4世。位1859-72）は、開戦前からデンマークへの援軍派遣を模索していた。スウェーデンとの同君連合下にあったノルウェーも、陸海軍動員に対する議会（Stortinget）の同意を求められることになった^①。

1864年3月に召集された臨時議会は、国王が要求したデンマークへの派兵権限とそれに係る臨時国防費を承認した。しかし同時に「ノルウェー国民の大多数は確かに〔スウェーデン＝ノルウェー以下、括弧内は筆者〕連合王国とデンマークとの政治的結合のいかなる緊密化も望んでいない」^②といいうわゆる「反スカンディナヴィア主義条項」^③、さらに派兵の前提としてイギリス・フランスのいずれかと同盟を締結すべきことを決議し、参戦に消極的であるという意思表示を行った。戦況がデンマーク側に不利なまま終始したことあって、ノルウェー軍・スウェーデン軍とともに実際に派遣されることとはなかった。

ノルウェー史においてこの1864年の臨時議会が語られる際には「反スカンディナヴィア主義条項」に関心が集まり、「ノルウェー国民」の政治的スカンディナヴィア主義に対する冷淡さや反発の証拠として繰り返し引用されてきた^④。さらには、そのことが1860年代後半に控えるスウェーデンとの連合協約（foreningsakt/riksakt）改正問題や、野党勢力による「左派（venstre）」形成へとつながる文脈に位置づけられることで、1864年の決議はより大きな政治史上の意味も付与されている^⑤。国王のデンマーク情勢に対する並々ならぬ関心の背景には、デンマーク・スウェーデン・ノルウェーの学生や知識人が担った政治的スカンディナヴィア主義の中で、彼自身が将来の3王国共通の君主に擬せられていたことがあった。「反スカンディナヴィア主義条項」を可決に導いたのは、野党勢力の指導者として1884年に初の政党内閣を組織することになるJ・スヴェルドルップ（Johan Sverdrup, 1816-92）と、議会の最大勢力の農民議員たちであったから、このような説明は一見説得力をもつ。

しかし、決議のこの部分が57対54という僅差で可決されたという事実を考えるならば、そもそも「ノルウェー国民の大多数」の意思をそこから読み取ることはできない。J・A・サイプ (Jens Arup Seip) は逆に、この採決結果をもって1864年時点におけるスカンディナヴィア主義の一定の強さを示すものと解釈した¹⁵。ただし、決議への賛否をその量的な意味において扱い、世論全体の動向を測ろうとしていることには変わりない。

派兵自体の是非という観点からすれば、議会はほぼ全会一致で国王に派兵権限を承認しているという事実がある。「英・仏いずれか」との同盟を求める決議もまた派兵を事実上拒絶したものとして紹介されるが¹⁶、一方でより厳しい「英・仏両方」との同盟の要求が却下された事実は見過ごされがちである。いわば、議論の過程や政治的思惑が問われることのないまま、採択された決議のみが独り歩きしてきたのである。

本稿では、デンマークへの派兵問題がそもそもその議題であったという点に立ち返り、決議案全体の内容と本会議での議論の経過を再検討することで、「反スカンディナヴィア主義条項」がどのような思惑によってこのように中心的な役割に押し上げられたのかを考えたい。また、仮に「反スカンディナヴィア主義条項」への賛否をもって「反スカンディナヴィア主義」「親スカンディナヴィア主義」それぞれの「勢力」を想定するならば、特に前者の構成とその思惑を考えることで、彼らが代表したはずの「ノルウェー国民の大多数」の意思の実態を明らかにできるはずである。

政治的スカンディナヴィア主義の挫折を象徴してきた1864年の臨時議会の歴史的意義を再考することは、19世紀後半のノルウェー政治史におけるスカンディナヴィア主義の位置づけを再定義することにつながっていくであろう。

背景

はじめに、議会召集に至るまでの経過を整理しておきたい¹⁷。国王は1863年の秋にかけてデンマークとの軍事同盟締結を図ったものの、ノルウェー・スウェーデン両国政府の抵抗によって断念を余儀なくされた。しかし国王はデンマーク支援の意思を持ち続けており、ノルウェー政府は同年末に至ってもその動向を警戒せざるを得なかった。F・スタング (Frederik Stang, 1808-84) ら政府首脳は、同盟だけでなくスウェーデン=ノルウェー単独での援軍派遣をも回避したいと考えていた。しかし、国王が「超法規的」にノルウェー軍を動員する可能性も懸念される中で、政府は憲法に定められた議会の同意手続きを踏むことで、軍の動員に対するノルウェー側の法的統制を確保する必要に迫られてもいた。

1864年1月に入っても臨時議会召集の意思決定はなされていなかった¹⁸。しかし、同16日にオーストリア・プロイセンがデンマークに対して最後通牒を発する状況の中で、同19日に3月14日からのノルウェー議会召集が急遽布告された。ノルウェー政府は開戦後1週間も経たずにデンマー

ク軍がかなり劣勢であると認識し、戦況の悪化を受けて議会の召集中止も話題にのぼった⁽¹⁰⁾。臨時議会は予定通り開会したものの、ドイツ側の進撃は既にユラン（ユトランド）半島北部のリーム・フィヨーランにまで到達していた。政府内ではイギリスの介入への期待が縮小するとともに、連合王国が単独で参戦しうる状況ではなくなつたという判断が固まりつつあった⁽¹¹⁾。

議会の状況

1864年の臨時議会に召集されたのは1862年の総選挙で選出された議員たちである。野党勢力がおおむね拡大を続けた1850・60年代にあって、この選挙ではそれがやや足踏みしたとされている。議会の定数は111議席で、県部（村落部）に74議席、都市に37議席が割り当てられる。誤差があるもののE・サーシュ（Ernst Sars）による分類を擧げるならば、1862年時点での議員の出自は農民（gårdbruker）49人、官僚36人、商業者15人、弁護士6人、その他4人とされる⁽¹²⁾。

官僚主義体制を批判する野党勢力は、世紀前半の農民を中心とする緩やかな連携から、1850年代になると法律家など改革派知識人の指導力によって結集を進め、議会の毎年開催化や陪審制の導入などの改革要求を強めつつあった。1859年には国立抵当銀行理事J・スヴェルドルップ、教育家J・ステーン（Johannes Steen, 1827-1906）ら7人の都市議員と、O・G・ウーラン（Ole Gabriel Ueland, 1799-1870）ら30人の農民議員が「改革協会（Reformforeningen）」を結成しており、1862年には初當選した弁護士O・リヒテル（Ole Richter, 1829-88）らが加わっていた⁽¹³⁾。これに対して、官僚や上層市民を基盤とする親政府派も、法学教授A・M・シュヴァイゴール（Anton Martin Schweigaard, 1808-70）を代表に一定の勢力を保っていた。

特別委員会の設置

国王からの提案は3月15日に議会に提出された。その内容は、ノルウェー陸海軍部隊を「国王陛下が必要と認める時と範囲において…デンマークへの援軍として派遣すること」への同意と、それに伴う50万スペーシダーレルの臨時国防費計上の2点である⁽¹⁴⁾。議会の同意が即座に派兵を意味するわけではないことに注意が必要である。

この提案を審議するため、翌16日の本会議において15人からなる特別委員会が選出された。委員会の構成は、農民議員が8人と過半数を占めたほか、大学教授が2人、商業市民が1人、牧師が2人、弁護士が1人、教育家が1人となった。

国王は議会に対して、提案に関わる機密外交文書と、やはり機密扱いであるノルウェー・スウェーデン合同閣僚会議（sammensatte Statsraad）の議事録を開示する意思を示したが、秘密保持のために開示を特別委員会のメンバーに限るようにも求めていた⁽¹⁵⁾。

3月16・17日の本会議ではこれらの文書の扱いについて議論が交わされ、派兵問題の前哨戦の様相を見せた。シュヴァイゴールは国王の要求通り特別委員会のメンバーのみが機密文書に接触

するよう提案した。スヴェルドルップは全議員への開示を求め、委員会に権力が集中することへの警戒感を示すとともに、全ての議員が等しく信用されるか否かの問題であると論じた¹⁹。シュヴァイゴールは、外交の相手方に対する配慮の必要性や、スウェーデン身分制議会における開示方法とのバランスを根拠に反論し、リヒテルは全議員への文書開示を求めた場合に国王が議会への文書開示自体を取りやめる可能性を指摘してシュヴァイゴールを支持した²⁰。スヴェルドルップはこれを退けつつも、議会の意向は「いかなる意味でも政府を拘束し得るものではない」と発言し、国王・政府が文書の提供拒否で対応する可能性を覚悟の上であることを示唆した²¹。スヴェルドルップがこのように強硬な主張をした背景には、審議のための切実な必要性以上に、政府に対して議会重視を求める政治的アピールとしての意図があったと思われる。いくつかの折衷案も出されたが、採決の結果、シュヴァイゴールの提案は111人中8人の賛成で否決され、スヴェルドルップの提案が可決された²²。しかしリヒテルの警告通り、政府は外交上の配慮を理由として外交文書の提供自体を拒否し、特別委員会には合同閣僚会議議事録のみが開示された²³。

委員会報告の内容

特別委員会の報告は3月23日に本会議に提出された。先述の通り、機密文書を扱うことから委員会の審議は公開されず、委員会報告もその結論のみを公にしている。

第1の論点は、言うまでもなく国王の要求への回答であり、決議の第1条で派兵権限について、第2条で臨時国防費について、基本的に要求通り同意することとした²⁴。

それに引き続いだ委員会は独自に意見を付し、これを議会の意思として政府に送るよう求めた。本会議での議論は、実質的に付帯決議案となる以下の部分に集中することになる。最初に、「オーストリアとプロイセンが、両国の要求に平和的に応えようと試みる時間をデンマークに与えず、その国土を優勢な実力をもって攻撃し、スリースヴィの大部分を占領し、ユランに侵入した」とドイツ側を道義的に非難し、デンマークが孤立し「そのナショナリテートと独立国としての生存」の危機にあることへの同情を表明している²⁵。この部分に関して委員会での反対意見はなく、本会議でも議論の対象とはなっていない。

第2の論点となるのが、「ノルウェー国民の大多数は確かに連合王国とデンマークとの政治的結合のいかなる緊密化も望んでいないが…」として、デンマークとの「政治的結合」すなわち政治的スカンディナヴィア主義への反対を表明したくだりである。紹介されることはほとんどないが、この一節の後段は「…そのような〔デンマークの孤立と生存の危機という〕事態は、高度にノルウェー国民の参加を喚起せざるを得ない。それ〔目下の事態〕は近縁にして、非常に多くの絆によって我々と一体である国民に関わることだからであり、またデンマークがそれらドイツ諸国に抑圧されるならば、北欧民族（det nordiske Stamme）の力が弱められるであろうから。」と続いている²⁶。こうした民族的連帯感の表明が実質的な意味をもつわけではないが、スカンディ

ナヴィア主義を象徴する「術語」でもある「北欧民族」という語の存在は、決議の全体的な雰囲気が特に反スカンディナヴィア主義的・反デンマーク的ではないことを物語っている。この一文については、シュヴァイゴール・ステーンら3人の都市議員が、「デンマークとの政治的結合」に触れた前段の削除を求める少数意見を付けた⁽²⁴⁾。

J・A・サイプによれば、この「ノルウェー国民の大多数は…」という一節はスヴェルドルップとウーランの主導で挿入された。1863年12月22日には首都クリスチャニアで2500人を集めたとされる市民集会が開かれ、国王にデンマーク防衛を促す請願を採択していたが、「反スカンディナヴィア主義条項」はこれに対応する目的があったという⁽²⁵⁾。そうであれば、この一節は単なるスカンディナヴィア主義への態度表明にとどまらず、「ノルウェー国民」の意思表示によって国王への牽制を図るもので、次の部分と密接な関係をもつ。

第3の論点は、参戦の前提として「英・仏いずれか」との同盟を要求する条項である。委員会報告は「ノルウェーがデンマークとドイツとの戦争に関与せざるを得ない」状況にあることを認めたうえで、ノルウェーの安全のために「[デンマークとドイツ]両陣営の戦力の均衡をもたらすべき同盟」を求めた。ここでの「同盟」は单数形で記されており、イギリスないしフランスが念頭に置かれていた。この部分に対しては、スヴェルドルップと、ウーランら6人の農民議員が少数意見を付けている。彼らは複数形の「同盟」すなわち「少なくともイギリスとフランスが…我々とともにデンマークの防衛に当たる」ことを盛り込むよう求めた⁽²⁶⁾。この7人はいずれも野党系議員とみてよいが、一方で農民系の委員のうち2人は少数意見に賛成しなかったことにもなる。

最後に、報告のうち第1・2条を除く部分について、国王と政府を信頼して「決議の明示的条件としては提案に盛り込まない」代わりに、これを議会の意見としてノルウェー政府に送付するよう求めている。すなわち、政治的スカンディナヴィア主義に影響された国王の政策を牽制し、「英・仏いずれか」との同盟を求めてつも、国王の要求自体を強制力のある形で否定ないし拘束しようとはしなかった。政府への意見送付については、決議第3条として成文化され、第4の論点となる⁽²⁷⁾。

決議案送付をめぐる議論

委員会報告は、3月29日午前の本会議で審議されることとなった。議場では、スウェーデン法相L・デ・イエール (Louis de Geer, 1818-96)、同外相L・マンデシュトルム (Ludvig Manderström, 1806-73)、スカンディナヴィア主義運動を代表するデンマークの詩人C・プロウ (Carl Ploug, 1813-94)らが傍聴していた⁽²⁸⁾。

議長G・P・ハルビツ (Georg Prahl Harbitz, 1802-89)は、最初に第3条、すなわち委員会報告全体の送付についての審議を提案したが、シュヴァイゴールや数学教授O・J・ブロック (Ole

Jacob Broch, 1818-89) らはただちに異議を唱えた。彼らの懸念は、第3条が可決されれば「反スカンディナヴィア主義条項」を含む委員会報告の採択が規定路線となることにあった。後に「スカンディナヴィア協会」会長ともなるブロックは、海軍力の優位のほか、「ナショナルな均一性」や「国民性」などの点で北欧側は物量以上の戦力を発揮できるという見解を披露し、決議案が「連合王国の参戦は交戦国間の関係を変化させない」としている点を批判した⁽³⁰⁾。この他にも派兵に積極的な議員数名が発言し、委員会報告をそのまま議会の意思として決議することの問題点や、送付の是非を先に決めることへの反対を表明した。シュヴァイゴールも「デンマークとの政治的結合」は未来のことであり、議会が意見を表明する必要ないと論じた⁽³⁰⁾。

「反スカンディナヴィア主義条項」や同盟に関する決議を避けようとするシュヴァイゴールらに対し、スヴェルドルップは「スカンディナヴィア主義と同盟が問題となっているのである」と主張したが、一連の議論で「スカンディナヴィア主義」が言及されたのはこれが最初である。また同盟に関しても、付帯決議が否決されるのであれば「最終的な決議の第1・2条に、いま前提とされているのと同じ内容の序文を自由に付け加えることができる」と発言し、圧力を強めた⁽³¹⁾。先述の通り委員会報告は、派兵権限と国防費を国王の要求通りに承認する一方、「デンマークとの政治的結合」や「同盟」に関する問題を強制力のある条件とはしなかった。スヴェルドルップも委員会でこれらの事項には反対していない。したがって、派兵権限の制約を示唆するこの発言は、付帯決議の送付を求めるための一種の脅しとも言える。しかしそのことは逆に、明らかな派兵反対派である彼のような議員も含めて国王の要求を拒否しないという、コンセンサスの存在を示すものでもある。

派兵問題とスカンディナヴィア主義

論戦はなし崩し的に決議案第3条から離れ、議長も決議全体についての発言を容認した。シュヴァイゴールやリヒテルら「反スカンディナヴィア主義条項」に反対する議員たちは、付帯決議が不必要な「長広舌 (Tirade)」であるという点から議論を展開した。シュヴァイゴールはデンマークとの政治的結合について「1864年、あるいは1865年…あるいは子供たちの代にさえ決して起こることは思わない。それはもっぱら未来の問題であり…この困難な〔援軍派遣の〕問題と混同すべきではない」と述べ、議論の必要性自体を重ねて否定した⁽³²⁾。リヒテルは逆に、デンマークとその「ナショナリテート」への攻撃を、ノルウェー自身の「ナショナリテート」の問題として捉えるべきだと論じて軍事的支援の必然性を訴えた。「アイダ川での戦いは我が国の運命をも決定しかねない」「歴史はそれ〔スリースヴィの喪失〕を我々にとっての喪失と指摘するだろう」などとデンマークとの連帶を訴える発言は、紛れもなくスカンディナヴィア主義者るものである⁽³³⁾。しかし、彼らのいずれも相変わらず「スカンディナヴィア主義」への直接の言及は避けたままだった。

ここでスヴェルドルップが討論中で最長となる演説を行い、この問題に対する自らの主張を披露した⁽³⁴⁾。彼の主張は大きく3点に整理することができる。

1点目は、ドイツ側の士気に対する評価である。ブロックら派兵積極派は北欧側の士気と団結を強調していたが、スヴェルドルップは逆に、スリースヴィをめぐる戦いはドイツ人にとっても「ナショナルな戦争」であり、ドイツ連邦全体を敵に回す可能性もあるとした。

2点目として「英・仏両方」との同盟の必要性も詳細に論じた。フランスのみとの同盟では、独仏の対決によって戦争が全ヨーロッパに拡大する危険があり、またイギリスのみとの同盟では、ナポレオン3世のフランスが北欧側に味方する保証がないと指摘した。

3点目として、スヴェルドルップは北欧にとって最大の脅威はロシアであるとし、連合王国がドイツと敵対することで「東方の隣人の圧迫に対するドイツとの同盟」の機会を逸することへの懸念を表明した。

このように将来におけるドイツとの同盟を念頭に置いて、彼は「私の思考はより広く、私の目指すところはそのようなものよりもはるかに大きい。それに比べればスカンディナヴィア主義は、関心を払うには卑小であり、梃子というよりも障害物と見なすのが賢明である。」⁽³⁵⁾と述べた。スヴェルドルップはここでスカンディナヴィア主義を議論の焦点へと押し出し、議員たちの関心もそちらへと集まっていく。しかし他方で彼は、委員会報告により厳しい「英・仏両方」との同盟を盛り込むよう訴える立場でもあり、そちらにも引き続き力点の置かれていたことが確認される。

スカンディナヴィア主義をめぐって

スヴェルドルップの挑発的とも言える批判を受けて、派兵積極派の議員たちも、スカンディナヴィア主義に直接言及しての反論へと踏み出していく。

ステーンは、スカンディナヴィア主義の肯定的意義を擁護しつつ、「ヨーロッパの均衡、小国の存立や、普遍的な人民の自由のみならず…我々自身、我々のナショーンの生命、我々自身の政治的存立、我々自身の歴史的文化的生命が脅かされているのである」として北欧の一体性を強調した。そしてついには「サガの石筆 (Sagagriffelen) によって現代史に刻まれるものに思いを致さねばならない」というレトリックも用いて、歴史的名誉感情に訴えた。ただし、スウェーデン＝ノルウェーの参戦の意義については、物質的には小さくとも、道義的な力になる、という以上のものを示すことはできていない⁽³⁶⁾。

リヒテルは、1848年以降のイタリアの情勢などからナショナリテート思想の発展は明らかであり、デンマークへの支援に反対することは「孤立政策」であるとした。ただしリヒテルが挙げた支援の有効性の根拠も、軍事的・物質的な面ではなく「デンマークの軍と国民に、次いでヨーロッパに与えるはずの精神的影响」や、「団結した北欧はその力によって『英・仏との』同盟を引き寄せることができよう」という、やはり精神的な効果に期待するに留まっていた⁽³⁷⁾。

このようなスカンディナヴィア主義擁護の発言は、たちまち派兵消極派の議員から標的にされた。ウーランはステーンを「興奮したスカンディナヴィア主義者」と批判し、そのような態度はデンマークの立場を改善するのに役立たないばかりか有害であると指摘した³⁸。S・P・ヨーベク (Søren Pedersen Jaabæk, 1814-94) も、スカンディナヴィア主義的な立場を擁護する発言を「騎士道精神」「詩的」と辛辣な言葉を用いて批判した。そして、英・仏との同盟については、「単に前提として記されるのみならず、提案の結論部に付加されるべきである」として、派兵権限を明確に制限すべきだとも主張した³⁹。

論戦の最終盤に至っても、「スカンディナヴィア主義」のレッテルをめぐる攻防は続いていた。「反スカンディナヴィア主義条項」に反対した数少ない農民議員の1人M・スント (Morten Sundt, 1809-91) は、「ノルウェー国民の『大多数』がこの考えに反対」だとは思わないし、「我々は確かに貧しいが、決して欠かすことのできないものがある。それは名誉である」と述べたが、その際には「スカンディナヴィア主義について何か意見を述べようというのではない」し、狭義のスカンディナヴィア主義者でもないと前置きする必要があった⁴⁰。一方、前半の議論を担っていたシュヴァイゴールとブロックは、スカンディナヴィア主義をめぐる応酬が激しくなってからは、実質的な発言をしていない。

スヴェルドルップはここでも「スント氏は自らをスカンディナヴィア主義者ではないと明言しているのに」なぜ「反スカンディナヴィア主義条項」に反対するのか、と問いただした。言わば決議への態度をスカンディナヴィア主義者であるかどうかの「踏み絵」としたのである。そして、スカンディナヴィア主義は新聞や詩などで喧伝され、デンマークの内紛に影響し、また列強の政策にも影響を与えているとして、スカンディナヴィア主義が派兵問題と密接に関わっていることを強調した⁴¹。スヴェルドルップにとってスカンディナヴィア主義批判は、その背後にある国王の外交政策を牽制する役割を期待したものでもあったことが確認される。論戦は、派兵積極派に冒險主義的なスカンディナヴィア主義者というレッテルを貼ろうとする、スヴェルドルップの戦術通りに収束したと言える。

採決とその解釈

こうして討論が終わった後、委員会報告を論点ごとに分割して採決が行われた⁴²。

最初に採決が行われた第1条の派兵権限は、ヨーベクともう1人の農民議員のみが反対して可決され、第2条の臨時国防費は全会一致で可決された。討論において派兵に否定的な発言をした議員たちのほとんども、採決でこれらの点に反対することはなかった。

次に「反スカンディナヴィア主義条項」の一節が採決に付された。この部分は先述の通り57対54の僅差で可決された。投票傾向を見てみると、農民系議員はほぼ全員が賛成したとされ⁴³、一般に指摘されるようにスカンディナヴィア主義が農民に浸透しなかったことは間違いない。農民

が多い県部選出議員の賛否は51対23であり、逆に都市選出議員では6対31と反対が優勢であった⁽⁴⁴⁾。官僚の多くは反対し、法律家・商工業者等の賛否は分かれている。したがって、この採決からは単に社会階層ごと、地方ごとのスカンディナヴィア主義に対する態度が読み取れるにすぎない。人口比で読み替えることは無論可能だが、世論の形成に与える社会集団ごとの比重を精査できなければ、これらの数字をスカンディナヴィア主義に対する「ノルウェー国民」の意思を測る材料として用いることは難しい。

次に、同盟に関する部分が採決された。「英・仏いずれか」との同盟を前提とする委員会報告に対して、スヴェルドルップらが「英・仏両方」との同盟を条件とするよう主張したのであったが、原案が73対38で可決されることによって、この少数意見は却下された。ここで注目すべきことは、「反スカンディナヴィア主義条項」に賛成した議員のうち19人が「英・仏いずれか」という原案に賛成したことである。この中には中道派とされる議長ハルビツや、J・スヴェルドルップの兄である牧師U・スヴェルドルップ(Ulrik Sverdrup, 1813-91)のほか、少なくとも7人の農民議員も含まれている⁽⁴⁵⁾。この部分は「反スカンディナヴィア主義条項」以上に実際の派兵の可能性を左右するはずであるが、スカンディナヴィア主義に批判的な議員の中でも、「英・仏両方」という厳格な条件の必要性は必ずしも共有されておらず、スヴェルドルップらは敗れる結果となった。

なお、シュヴァイゴールをはじめとする派兵積極派の議員たちも「英・仏いずれか」との同盟を求める文言に賛成した形になっている。しかし、採決が「英・仏いずれか」か「英・仏両方」かの事実上の二者択一という形になったため、彼らは「いずれか」との同盟を求める原案に賛成せざるを得なかったことには注意しなければならない。

最後に決議案第3条として、委員会報告全体の政府への送付が採決された。これは69対42で可決されており、「反スカンディナヴィア主義条項」に反対した議員のうち10人あまりが送付賛成に回ったことになる。とくに議論の中で第3条に反対していたシュヴァイゴールが、採決で賛成に回ったことは注目される⁽⁴⁶⁾。第3条に対する彼の反対は、発言から分かるように「反スカンディナヴィア主義条項」の阻止を主な目的としていたから、最終的には政府に対する議会の意思表示を優先したものと考えられる。

「親スカンディナヴィア主義」勢力の実態

それでは、一連の議論と採決での行動から、どのような政治的意味を読み取れるだろうか。まず確認すべき点は、「反スカンディナヴィア主義条項」に反対した議員たち、言い換えれば「親スカンディナヴィア主義」勢力の党派的構成である。

一般に政府寄りである官僚や市民層のほか、ステーンヤリヒテルといった「改革協会」に属する野党系知識人が含まれていることは非常に注目される。しかも、論戦においては、彼らの発言

が最も「スカンディナヴィア主義的」でさえあったが、その展望はデンマークとの民族的連帶や、支援の「道義的」効果を強調する精神論に終始している。「サガの石筆」云々といったレトリックに至っては、「古き輝かしきひとつなる北欧」を謳った民族ロマン主義や、イプセンやビヨルンソンらの文学者に見られる軍事的勝敗を度外視した「“精神的”スカンディナヴィア主義」⁽⁴⁷⁾さえ想起させる。

一方、シュヴァイゴールやブロックら官僚勢力に属する議員たちの発言は、より具体的であるとともに、実際の派兵の可能性を強く意識したものであった。彼らは、論戦の序盤にはデンマークへの支援の有効性や、将来における「政治的結合」の可能性を説いて決議案の問題点を指摘した。しかし終盤になると、J・スヴェルドルップらの挑発的批判や、ステーンらの「スカンディナヴィア主義的」な雄弁には与せず沈黙し、あからさまにスカンディナヴィア主義者として振る舞うことを避けたと言える。

また、「反スカンディナヴィア主義条項」への反対意見として内容ではなく決議の法的正当性への疑問を挙げる議員もおり、同条項への反対がすべてスカンディナヴィア主義への支持であると見なすことはできない。

「反スカンディナヴィア主義条項」への反対者が派兵に比較的肯定的であったと判断することはできるが、従来の研究でも指摘されているとおり、彼らが擁護した「スカンディナヴィア主義」の内容も、またそれぞれの政治的思惑もまったく様々であった。

「反スカンディナヴィア主義」勢力の実態

一方、議会において僅差ながら多数派を占めた「反スカンディナヴィア主義」勢力は、どのような議員から構成され、どのような考えを共有していたのだろうか。議論を終始リードし、「反スカンディナヴィア主義条項」を可決に導いた最大の立役者はJ・スヴェルドルップであるが、数の面で主力となったのが農民であることも間違いない。スヴェルドルップが1864年に農民をまとめてその指導者たり得たとすれば⁽⁴⁸⁾、彼らの協力関係はどのような政治的意味を持つのだろうか。「反スカンディナヴィア主義」の論陣の要となったスヴェルドルップの主張は、その全体を代表するものと考えて良いだろうか。

スヴェルドルップの言動には、機密文書開示をめぐる成算を度外視した強硬姿勢のように、国王・政府に対して議会の影響力を誇示する態度が見られる。また、論点をスカンディナヴィア主義者であるか否かという形に繰り返し誘導しようとした戦術は、スカンディナヴィア主義というレッテルに対する農民などの警戒心を計算したものであったと言えよう。したがって、スヴェルドルップの反スカンディナヴィア主義に農民勢力の取り込みを図る「カード」⁽⁴⁹⁾としての面があることは否定できない。

ただし、スヴェルドルップが打算のみから「反スカンディナヴィア主義」を展開したとも言え

ない。コートは、スヴェルドルップが1864年1月までにまとめたという手書きの冊子『スリースヴィ問題とスカンディナヴィア主義』を伝記の中で紹介している⁽⁵⁰⁾。

スヴェルドルップはこの冊子で、スリースヴィをめぐるデンマーク・ドイツ双方の法的資料を独自に検討し、事情は必ずしもデンマーク側の主張通りではないと断じている。「我々の独立とナショナリテートにとって最も危険な敵は…ドイツやロシアではなく、スウェーデンとデンマークにいるのだ」という主張からは、彼の「反スカンディナヴィア主義」がスウェーデンとの同君連合体制や、デンマーク的文化、さらにはそれらを後ろ盾とするノルウェーの官僚主義体制への闘争とも結合していたことがうかがわれる⁽⁵¹⁾。

他方その主張は、単に反デンマーク・反スウェーデンを掲げる「孤立政策」ではなかった。スヴェルドルップは、ロシアとドイツの同盟は阻止されねばならず、それゆえここでドイツと戦うことには避けるべきと記している。このように、スヴェルドルップの反スカンディナヴィア主義は議会での戦術にはとどまらず、ほとんど彼独自の「ゲルマン主義」⁽⁵²⁾によって裏付けられていた。しかし農民たちが彼の世界観を共有していた気配はない。またコートによれば、スヴェルドルップは委員会でデンマークとドイツが「良き隣人」「親戚関係にある民族」として和解するよう求める決議を提案したが支持されなかつたともいう⁽⁵³⁾。したがって、議会における彼の主張をもって議会多数派の「反スカンディナヴィア主義」の内容を測ることはできない。自分とウーラン以外の者がスカンディナヴィア主義について発言しないという嘆きも、彼の立場が突出していたことの傍証と言えよう⁽⁵⁴⁾。

一方、ほぼ結束して「反スカンディナヴィア主義条項」を支持した農民議員たちの思惑はどうであったか、その指導的議員の発言から考えてみたい。

この頃農民勢力の指導者に台頭しつつあったヨーベクが、臨時議会の論戦の中で派兵に対して最も強硬な反対の立場を採ったことは既に明らかとなった。「騎士道精神」「詩的」といった辛辣な非難の言葉や、国王の派兵権限を承認するという暗黙の了解が存在する中で決議案第1条に反対した行動はかなり浮き上がっている⁽⁵⁵⁾。こうしたヨーベクの言動は他の農民議員たちの意見を代弁しているとは言えないだろう。

一方、1830年代以来の農民指導者であったウーランの発言からも、スカンディナヴィア主義への共感や、デンマークへの軍事支援に対する肯定的な態度は読み取れない。しかし、「反スカンディナヴィア主義条項」を支持する根拠として、それがデンマークの国際的な立場を助けるからであるとしている点は見逃がせない⁽⁵⁶⁾。デンマークへの支持が一応示されているという点では委員会報告の全体的なトーンとも近い部分があり、その主張をスヴェルドルップと同様の意味での「反スカンディナヴィア主義」と言えるかは疑問である。同盟に関して厳格な条件を求めなかつた一部の農民議員たちにおいてはなおさらであろう。

1865年春にウーランは連合協約改正作業を行う委員会に選出される。野党勢力からは当初、ス

ヴェルドルップが選ばれるはずであったが、政府内で異論が出て、代わりに「ナショナルな」政策をあまり重視しないとされたウーランが起用されたという⁽⁵⁷⁾。政府にとっては比較的御しやすいと見られていたのである。ウーランは連合強化を主眼とする改正案に反対の姿勢を示したが、国王直々の書簡による説得などに折れて、結局は署名することになった。また農民議員たちの改正案への対応も、1870年のウーラン死去を契機に柔軟姿勢から反対へと転換したとされている⁽⁵⁸⁾。ウーランは保守的な古いタイプの農民を代表するともいえ、スヴェルドルップやその盟友となるヨーベクらに比べると、彼の「反スカンディナヴィア主義」はそれほど「ナショナルな」強硬さをもっていなかったと思われる。

この新旧2人の農民指導者を比較しただけでも、その考え方は大きく異なっていることが分かる。農民議員のほぼ全員が「反スカンディナヴィア主義条項」に賛成したとはいえ、同盟をめぐる態度の温度差からも分かるように、彼らの「反スカンディナヴィア主義」の度合い、すなわち断固とした反対なのか、単なる無関心にとどまるのかには相当の幅があったと考えられる。

スヴェルドルップは、「英・仏両方」との同盟の必要性について、ノルウェー政府も同様の立場を採っていることを根拠に挙げていた⁽⁵⁹⁾。興味深いことに、野党勢力の急先鋒スヴェルドルップと、政府・保守派の指導者であるスタングが、最も明確な信条に基づいた反スカンディナヴィア主義という立場を共有している。1864年におけるスカンディナヴィア主義をめぐる対立軸は、国内政治における党派性とはかなり異なった位置に形成されていた。

おわりに

本稿での検討を通じて、以下のようなことが明らかになったと思われる。

決議案第1・2条、すなわち国王の派兵権限と臨時国防費計上については、これを拒否しないというコンセンサスが成立していた。英・仏との同盟を前提とするよう求めることで実質的に派兵を牽制しつつも、国王に対して議会が動員の同意を与えるという手続きを踏む選択をしたのである。その意味では、国王の軍事指揮権に対してノルウェー側の影響力を確保するという、政府の期待に応える協調が実現したとも言えよう。

これまで関心が集中してきた「反スカンディナヴィア主義条項」の意義は相対化されなければならない。実際の派兵の可能性は小さいとはいえ、派兵の是非という主要課題において実質的な役割を果たすのは同盟をめぐる条件だったはずである。「反スカンディナヴィア主義条項」は同盟条項との密接な関係を持ちながら、派兵消極派が国王を牽制するための象徴的議題として、攻防の対象になった面が大きい。論戦の中でスカンディナヴィア主義について実際に議論されたのは、派兵消極派が繰り返しスカンディナヴィア主義者であるか否かの「踏み絵」を迫るなかであった。したがって、ここから「ノルウェー国民」のスカンディナヴィア主義そのものに対する態度を読み取ることは難しいのではないだろうか。

また、議会の多数派が「反スカンディナヴィア主義条項」を支持したことは事実であるが、この条項への賛成派・反対派とともにその根拠や思惑は様々である。とくに、農民勢力内にあった温度差や、彼らと反スカンディナヴィア主義で連携したスヴェルドルップとの世界観の相違は強調されなければならない。また、1850・60年代における野党勢力の代表的な知識人がスカンディナヴィア主義をめぐって厳しく対立したこと、左右の両極に位置するスヴェルドルップとスタングの立場が結果として重なる状態になったことも見逃せない。「兄弟民族」デンマークの危機という状況は内政における対立軸を一時的に破壊するほどの精神的衝撃を与えたことがうかがえよう。

本稿での検討結果は、ノルウェー国民が全体としてはデンマークへの軍事的支援を真剣には支持せず、スカンディナヴィア主義への支持も主に官僚や知識人、都市市民に限られたという通説を否定するものではない。しかし、臨時議会の決議が示した「ノルウェー国民の大多数」の意思是、様々な思惑が合成した結果として表れたものであり、その意味するところはその文言ほどに明瞭ではない。したがって、「ノルウェー国民」における反スカンディナヴィア主義あるいは親スカンディナヴィア主義の度合いや、それと相関関係にあるかに見えるスウェーデンとの同君連合への姿勢、とくに連合協約改正問題への態度などを読み取る根拠とはできない。

この議会が政治史に対して示唆するものを敢えて挙げるならば、それはこの後「左派」と「右派」に収斂されていく政治的構図の流動状態である。この後スカンディナヴィア主義は、政府の連合強化政策に接近して保守的色彩を強め始める。1869年にスヴェルドルップとヨーベクの「同盟」が成立し、対スウェーデン関係で自立路線を探る「左派」の結集が始まるが、1864年時点におけるスヴェルドルップと農民勢力の連携はそれぞれ異なる関心から成り立っており、一時的なものにすぎなかった。また、農民勢力の内部でも温度差は大きく、改革派知識人グループは完全に分裂に陥っていた。したがって1864年のノルウェー議会におけるスカンディナヴィア主義をめぐる議論が示すところは、何らかの政治的構図ではなく、その形成がいまだ本格化していなかつたという状況のみである。

注

- (1) ノルウェー憲法第25条は「ノルウェー陸軍部隊および艦隊は、議会の同意なくして攻撃戦争 (Angrebs-Krig) に投入されてはならない」と規定している。
- (2) *Storthingstidende No.3, Storthing Forhandlinger i Aaret 1864* (Christiania, 1864), s.18.
- (3) T. Jorgensen, *Norway's relation to Scandinavian unionism 1815-1871* (Northfield, 1935), p.352; C. Lund, *Anton Martin Schweigaard som stortings politiker* (Oslo, 1958), s.290.
- (4) 百瀬宏・熊野聰・村井誠人編『世界各国史21 北欧史』山川出版社、1998年、244頁。N. Bjørgo/ Ø. Rian/A. Kaartvedt, *Norsk utenrikspolitikkshistorie bd.1: Selvstendighet og union* (Oslo, 1995), s.300-301.
- (5) 村井誠人「スカンディナヴィア主義とノルウェー」(村井誠人・奥島孝康編『ノルウェーの社会』早稲田大学出版会、2004年 所収)。
- (6) J. A. Seip, *Utsikt over Norges historie: Tidsrommet ca.1850-1884* (Oslo, 1981), s.40.

- (7) 村井、前掲論文、49頁。
- (8) 拙稿「第2次スリースヴィ戦争へのノルウェー政府の対応－F・スタングとG・C・シッペルンの『政務通信集』を中心に－」(『北欧史研究』25)、2008年、23-27頁。
- (9) 1864/1/9 Sibbern til Stang i F. Stang/ G. Sibbern (red. A. Kaartvedt), *Den politiske korrespondanse mellom Frederik Stang og Georg Sibbern bd. II November 1863-Desember 1864* (Oslo, 1970).
- (10) 1864/2/18 Sibbern til Stang; 1864/2/22 Stang til Sibbern i *Ibid.*.
- (11) 前掲拙稿、26頁。
- (12) J. E. Sars, *Norges politiske Historie 1815-1885* (Kristiania, 1904), s.578; Jorgensen, *op.cit.*, pp.462-465.
 コートは農民48人、官僚・弁護士44人、経営者18人としている (H. Koht, *Johan Sverdrup I 1816-1869*, Kristiania, 1918, s.348)。サーシュ・コートいづれも合計が110人となり、誤差があることに注意されたい。
 土地所有農民である *gårdbruker* は、「農民（一般に bonde）」という身分的呼称と基本的に対応する。また、村落で保安官・教会管理人・教師などの公職や経営者を兼ねる者も政治的には同一のグループとされる (J. A. Seip 1981, s.128) が、研究者ごとに個々の肩書の仕分け方は異なり、いづれも確定的な数字ではない。
- (13) J. A. Seip 1981, s.104-105.: Sars, *op.cit.*, s.578-579.
- (14) S. No.10 i *Storthings Forhandlinger i Aaret 1864*. 臨時国防費については、議会が改めて同意すればさら
 に30万スペシダーレルを支出できるとされた。なお、1863年の歳出総額は424万5千スペシダーレルであっ
 た (S. No.2 i: *Ibid.*, s.3)。
- (15) S. No.10 i *Storthings Forhandlinger i Aaret 1864*.
- (16) Storthingstidende No.2 i *Storthings Forhandlinger i Aaret 1864*, s.9-10.
- (17) *Ibid.*, s.14-15.
- (18) *Ibid.*, s.15.
- (19) *Ibid.*.
- (20) *Ibid.*, s.16.
- (21) *Ibid.*, s.17-18.
- (22) Storthingstidende No.3 i *Storthings Forhandlinger i Aaret 1864*, s.18.
- (23) *Ibid.*, s.18.
- (24) *Ibid.*, s.19.
- (25) J. A. Seip, *Ole Jacob Broch og hans samtid* (Oslo, 1971), s.293-296.
- (26) Storthingstidende No.3 i *Storthings Forhandlinger i Aaret 1864*, s.18-19.
- (27) *Ibid.*.
- (28) Jorgensen, *op.cit.*, p.352.
- (29) Storthingstidende No.3 i *Storthings Forhandlinger i Aaret 1864*, s.19-21.
- (30) *Ibid.*, s.23.
- (31) *Ibid.*, s.24.
- (32) Storthingstidende No.4 i *Storthings Forhandlinger i Aaret 1864*, s.28.
- (33) *Ibid.*, s.25-26.
- (34) *Ibid.*, s.28-32.
- (35) *Ibid.*, s.32.
- (36) *Ibid.*; Storthingstidende No.5 i *Storthings Forhandlinger i Aaret 1864*, s.33-35.
- (37) *Ibid.*, s.36-38.
- (38) *Ibid.*, s.35.
- (39) *Ibid.*, s.39.
- (40) *Ibid.*, s.38-39.

- (41) *Ibid.*, s.40.
- (42) Storthingstidende No.6 i *Storthings Forhandlinger i Aaret 1864*, s.41-42.
- (43) A.-L. Seip, *op.cit.*, s.275. ただしストラ数人が反対したことには触れられていない。
- (44) Jorgensen, *op.cit.*, pp.462-465.
- (45) Storthingstidende No.6 i *Storthings Forhandlinger i Aaret 1864*, s.41-42.
- (46) *Ibid.*.
- (47) 村井、前掲書、49頁。
- (48) Koht, *op.cit.*, s.381.
- (49) Lund, *op.cit.*, s.290.
- (50) Koht, *op.cit.*, s.376-379.
- (51) *Ibid.*, s.372.
- (52) *Ibid.*, s.377によれば、スヴェルドルップ自身がこの語を肯定的に用いている。
- (53) *Ibid.*, s.379. スヴェルドルップのこうした主張に対し、スカンディナヴィア主義から変節したという批判も浴びせられたが、コートは誤解であるとしている。
- (54) Storthingstidende No.5 i *Storthings Forhandlinger i Aaret 1864*, s.40.
- (55) Jorgensen, *op.cit.*, p.351.
- (56) Storthingstidende No.5 i *Storthings Forhandlinger i Aaret 1864*, s.35.
- (57) Koht, *op.cit.*, s.375-376.
- (58) R. E. Lindgren, *Norway-Sweden: Union, Disunion, and Scandinavian Integration* (Princeton, 1959), p.51.
- (59) Storthingstidende No.4 i *Storthings Forhandlinger i Aaret 1864*, s.29.